

Measurement Chemical Analysis
測定分析

**飲料水
ビル管
水道法**



水道水は飲料水として食生活において直接摂取することが多く、健康への影響が大きい
 ため、近年その水質に対する関心が高まりつつあります。

水道法では安全で良質な飲料水を確保・供給するために、51項目の水質基準を設定し
 ています。当社は水道法 20 条に基づく水質検査機関として飲料水検査を行っています。

分析内容

- (1) 水道法に基づく上水道、簡易水道、専用水道の水質検査
- (2) 建築物衛生法（旧ビル管法）に基づく飲料水検査
- (3) 学校環境衛生基準等に基づく飲料水検査

検査項目一覧表		水道法	建築物衛生法			学校環境衛生の基準		
			6ヶ月 /1回	※省略 不可項目	6月～ 9月	井戸水等		水道水
						専用水道 以外の飲 料水	原水	
					専用水道 が実施す べき水質 検査の回 数	毎学年 1回		
1	一般細菌	○	○	○		専用水道を管理される皆様へ https://www.pref.hiroshima.lg.jp/sosnki/58/13-0408.html	○	○
2	大腸菌	○	○	○			○	○
3	カドミウム及びその化合物	○						
4	水銀及びその化合物	○						
5	セレン及びその化合物	○						
6	鉛及びその化合物	○	○					
7	ヒ素及びその化合物	○						
8	六価クロム化合物	○						
9	亜硝酸態窒素	○						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○				
12	ふっ素及びその化合物	○						
13	ほう素及びその化合物	○						
14	四塩化炭素	○						
15	1,4-ジオキサン	○						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○						
17	ジクロロメタン	○						
18	テトラクロロエチレン	○						
19	トリクロロエチレン	○						
20	ベンゼン	○						
21	塩素酸	○			○			

関連法令

- (1) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）

[<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S32/S32HO177.html>]

水道を計画的に整備し、清浄で豊富な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善を目指すための法律です。

- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（旧ビル管法）（昭和 45 年法律第 20 号）

[<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO020.html>]

建築物の衛生的な環境の確保を図り、公衆衛生の向上のための法律です。

- (3) 学校環境衛生基準（文部科学省告示第 60 号，平成 21 年 3 月 31 日改正）

[http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2009/04/01/1236264_9.pdf]

学校環境衛生基準（文部科学省告示第 60 号，平成 30 年 3 月 30 日一部改正）

[http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2018/04/16/1403737_01.pdf]

学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づき、学校環境衛生の維持・改善を図ることを目的とした法律です。